

1%まちづくり事業採択基準

主 旨

- ◎住民と行政の協働事業であること
- ◎地域コミュニティを活性化させること
- ◎特色あるまちづくりを推進すること
- ◎住民自らが考え行動し汗を流す事業であること

制定日	2006/1/23
改定日	2010/4/1
施行日	2010/4/1
版数	第 6 版

項 目	内 容	補助率
原材料費	事業に直接必要な原材料費 (見積要)	100
	○対象とならないもの ・イベントで使う食材・高価な種子、苗、苗木、木材等・飼育のための昆虫・動物の購入 ・配布してしまうだけの種子、苗、苗木等 ・専門的な知識がないと育成が困難な植物 ☆各種原材料については、中等級以下の物品で計画をする (見積等単価の根拠が不明の物品は対象としない)	
旅 費	講師、出演者等の交通費、宿泊費 (見積要)	100
	・太田市の基準で行う。また、講師料に含まれるものやそのグループ内講師への旅費は対象としない。	
通 信 費	事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信費 (見積要)	100
	・どれだけ何に使うのか、明確に記載してあるか確認を行い決定する。	
燃 料 費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費 (積算要)	100
	・機械の燃料消費等を考えて適切な数量の積算がしてあるか確認を行い決定する。	
保 険 料	事業の実施に係る保険料 (見積要)	100
	・その行事に対し適正な保険かどうかの確認を行い決定する。	
報 償 費	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金等 (見積要)	100
	・事業の中心となっている講師・出演者(お祭等のイベント出演者は除く)に対する謝礼。 ・行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない。 ・講師料、出演料、専門的技能協力者への謝金の基準は別に定める。	
備品購入費	作業等に必要な機材、備品の購入費 (見積要)	100
	・業務量に合わない過大な機材、備品の購入は、対象としない。高額な物品の購入についても使用頻度を考慮し対象としないこともある。 ・本来個人が購入すべき物品、おまつり関係備品またスポーツ関係備品の購入は対象としない。 (見積等単価の根拠が不明の物品は対象としない)	
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料 (見積要)	100
	・事業量に合わない過大な機材の借りに注意し、台数等も事業量を考えて適正な申請かどうか確認をする。 (屋内外イベントで使用するステージ、テント等の借りに代は、事業規模に応じての規格や大きさの基準がないので、当面補助対象経費の50%とする)	
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費	50
	・法令等に適正な仕様、数量等、規格に明確な根拠がないので、原則補助対象経費の50%とする。 ・簡易印刷(コピー・印刷機)による少量の印刷は100%とする。 ・公共的な内容のパンフレットを自らの調査に基づいて作成する場合は100%とする。	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費	50
	・必要な消耗品が適正な数量での申請か確認をする。原則補助対象経費の50%とする。 ・作業等に必ず必要と認められる消耗品は100%とする。 (おまつり関係、スポーツ関係の用品の購入は原則対象としない。)	
コミュニティ経費	飲み物、お茶菓子代等(事業参加者1人あたり200円)	100
	・事業参加者全員で作業を行う事業については全員対象となる。作業が数日続く場合延べ人数で積算する。 ・イベント等については役員が対象となる。行事に向けた会議・練習等は対象としない。	
そ の 他	・屋食代は原則対象としない。・工事委託料だけの申請は対象としない。	
	・イベント等に含まれる事業委託料(キャラクターショー等)は対象としない。 ・報告書等の作成委託料は対象としない	

◎講師料、出演料、専門的技能協力者への謝金基準

区分	基準	その他
講師	・地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりを推進する事業の講師料 (申請団体内講師は対象としない。)	見積要
出演者	・地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりを推進する事業の出演料 (申請団体内出演者は対象としない。)	見積要
専門的技能協力者	・その作業等を行う上で必要な専門的技能協力者への謝金 (申請団体内専門的技能協力者は対象としない。)	単価については、国県で労務単価が決められているものについては、その基準で決定する
その他の講師	・小規模な講演会・講習会等の講師料は、公民館等の市民教室・講演会と同等とする。(申請団体内講師は対象としない。)	1時間3,000円で1日2時間を限度 小規模な講演会・講習会 50人程度

◎お祭等の規模と基準

規模	基準	対象経費
行政区以下 (飯塚町、矢田堀町、尾島1丁目など)	・対象としない ただし、開催単位が複数の行政区にまたがる場合対象となることがある	・会場設営・印刷製本・安全対策に係る必要経費の1/2を上限とする ・該当する人のコミュニティ経費
地区以上 (九合、尾島、木崎など)	・対象とする	・会場設営・印刷製本・安全対策に係る必要経費の1/2を上限とする ・該当する人のコミュニティ経費

◎スポーツ大会等の規模と基準

規模	基準	対象経費
行政区以下 (飯塚町、矢田堀町、尾島1丁目など)	・対象としない	
地区以上 (九合、尾島、木崎など)	・対象とする 但し大会に参加する地区・行政区等は対象とならない	・会場設営・印刷製本・安全対策に係る必要経費の1/2を上限とする ・該当する人のコミュニティ経費
団体が行うもの	・対象としない	

◎伝統民俗芸能

規模	基準	対象経費
団体が活動していること	・地域の民俗芸能の継承、特に後継者育成のために活動していること。 ・伝統性、地域性の希薄なものは対象としない。	・太鼓等の道具整備を対象とし、笛、法被等の個人所有が妥当と思われるものは除く ・対象経費の1/2を上限とする

◎積算根拠

見積書	・物品の単価を確認するために必要。少額な単価の物品については、店頭価格等の調査でも可とする。(但し具体的な店名の明記があるもの)	・少額の物品は単価が1個当たり10,000円以下とする
-----	--	-----------------------------

◎補助金額

補助金額の決定	・申請者が要望する補助金額に対し、採択基準で積算した額が、要望額を超える場合、原則として要望額を上限とする	1%まちづくり事業補助金
---------	---	--------------

◎予算流用

予算流用	・採択金額内の流用については、まちづくり会議での承認により可とする。	
------	------------------------------------	--

◎開発行為・建築確認

開発行為・建築確認	・埋め立て・造成などの開発行為や建築確認申請が必要な規模の建築・増築等は対象としない。	
-----------	---	--